

平成二十三年二月四日受領
答弁第一五号

内閣衆質一七七第一五号

平成二十三年二月四日

内閣総理大臣 菅 直 人

衆議院議長 横路孝弘殿

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアのメドベージェフ大統領の国後島訪問を受けての外務省内の人事異動等に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員浅野貴博君提出ロシアのメドヴェージェフ大統領の国後島訪問を受けての外務省内の人事異動等に関する質問に対する答弁書

一及び三について

メドヴェージェフ・ロシア連邦大統領の北方領土への訪問に関しては、政府として、これまで種々の情報に接していたが、お尋ねの点についてお答えすることは、今後の情報収集等に支障を来すおそれがあることから、差し控えたい。

二及び四から六までについて

御指摘の「更迭」の意味するところが必ずしも明らかではないが、お尋ねの大使の人事については、何ら決まっていない。なお、一般に、職員の任用については、公正に行われる人事評価等に基づき、適材適所の観点に立って公正かつ厳格に行う必要があると考えている。